

日向市立図書館電子図書館システム提供業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月16日

日向市立図書館

1 業務の目的

電子データ形式の出版物の閲覧環境の提供は、住民にとって、場所や時間に制約されずに、図書コンテンツの利用が可能となり、生活の利便性が大幅に向上することにつながる。また、電子データ形式の出版物には、読み上げ機能を持つものが多く、身体的に読書が困難である方や、図書館への来館が難しい利用者への図書館サービスの提供を可能にする。このことから、持続可能かつ住民への高品質な図書館サービスを提供できるよう、「電子図書館システム」を導入する。

導入に当たっては、受託実績のある民間業者に対し、本業務に対する提案を求め、その内容、能力及び経済性等を総合的に評価し、最も適したシステム及び事業者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

日向市立図書館電子図書館システム提供業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「日向市立図書館電子図書館システム提供業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、契約時においては、選定された優先交渉権者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

(3) 履行期間

①本システムの初期構築作業

契約締結日から令和7年8月31日（予定）まで

②本システムの提供

本稼働の開始日（令和7年9月1日）から令和12年8月31日まで

(4) 提案上限額

4,070,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※1 提案上限額は、構築費用（初期費用）及び本システムの運用・保守費用を含む利用料金（60か月分）の合計額であり、電子書籍コンテンツ購入費は含まない。

※2 システム構築業務委託料は令和7年度予算での支払い、システム利用料（運用保守を含む）は令和7年度以降の予算で年度ごとの支払いを想定しているが、契約及び支払いの方法等の詳細は本市と受注者との協議により定めることとする。

※3 見積にあたっては、システム構築業務及びシステム利用に係る経費の内訳を記載すること。

※4 提案限度額は契約時の予定価格ではなく、業務内容の規模を示すものであ

るが、提案にあたっては提案限度額を超えないものとする。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 提案者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。

(4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

(5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年日向市告示第34号）第10条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成29年日向市告示第61号）第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第8条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(8) 令和7年度日向市建設業者等有資格者名簿（業務委託）または令和7年度日向市物品等納入資格者名簿に登録されていること。指名願に登載されていない者については、次の書類を提出すること。（ただし、登録されていない者であっても、入札参加資格申請書類（以下「資格申請書類」という。）を提出した上で、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。）

- (9) 電子図書館システムの稼働及び運用のための環境の構築・提供が可能であり、令和2年度から令和6年度の過去5年間において地方公共団体（関連団体を含む。）が発注する本業務と同等の業務について受託した実績3件以上があること。
- (10) 公租公課を滞納していないこと。

5 事務局 〒883-0035 宮崎県日向市春原町1丁目47番地
日向市教育委員会図書館
TEL 0982-54-1919（直通） 0982-52-2111（内線2822）
FAX 0982-54-5444 E-mail library@hyugacity.jp

6 スケジュール（契約締結までの予定）

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

期間または期日	内 容
4月16日（水）	公募の公告
4月16日（水）～5月9日（金）	参加表明書の提出期間
4月16日（水）～4月21日（月）	質問受付期間
4月23日（水）	質問回答期日
5月14日（水）	提案書の提出要請
5月20日（火）	提案書提出締切
5月22日（木）	プレゼンテーション及びヒアリング
5月26日（月）	優先交渉者決定、審査結果通知
5月下旬	業務内容の最終打ち合わせ、契約

7 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり。

8 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年4月16日（水）～4月21日（月）
- (2) 提出方法 電子メールで事務局（日向市立図書館）アドレスに送付すること。
library@hyugacity.jp
※電話により「質問書」の提出・到着確認を必ず行うこと。
- (3) 提出様式 別紙「質問書」による。
- (4) 回答方法 質問を受けた日から4月23日（水）までに、日向市ホームページで回答を公表する。

(5) 注意事項

- ①電子メールの表題を「日向市立図書館電子図書館システム提供業務に関する質問」とし、本文中に会社名、担当者名及び連絡先を明記すること。
- ②質問の内容を確認するために、本市から問い合わせる場合がある。
- ③質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
- ④全ての質問及び回答について、日向市ホームページで公表する。なお、質問があった事業者名は公表しない。

9 参加表明手続

本プロポーザルへ参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、下記により参加表明書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時必着
- (2) 提出場所 日向市立図書館
- (3) 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る。）

※あわせて、全ての参加表明書類の電子データ（Word・Excel・PowerPoint・PDF形式のいずれか）もメールにて提出すること。

(4) 提出書類

様式は全て日向市ホームページからダウンロードすること。

提出書類		提出部数
参加表明書類	様式第1号 参加表明書	紙ベース 原本1部 ＋ 電子データ
	様式第2号 参加資格要件確認表	
	様式第3号 会社概要	
	様式第4号 業務実績調書	
	様式第5号 予定技術者調書	

(5) 参加表明書類の記載に関する留意事項

- ① 様式規格は、A4規格縦とする。
- ② 文字サイズは、11ポイント以上とする。
- ③ 参加表明書類による用語は、日本語に限ること。
- ④ 各様式の記載は、次のとおりとする。

ア 様式第1号 参加表明書

参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。

イ 様式第2号 参加資格要件確認表

自己チェック欄にチェックを入れること。

ウ 様式第3号 会社概要

- ・商号又は名称、所在地等を記載すること。
- ・企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等の資料があれば提出す

ること。

エ 様式第4号 業務実績調書

- ・参加希望者の令和2年度から令和6年度の過去5年間の地方公共団体との間のシステムの契約実績を3件以上（最大5件まで）団体ごとに記載すること。

オ 様式第5号 予定技術者調書（任意様式による提出も可）

- ・プロジェクト総括責任者等の配置予定技術者の令和2年度から令和6年度の過去5年間における地方公共団体との間のシステム導入等に係る業務実績を記載すること。
- ・配置予定技術者が複数いる場合は、それぞれの技術者ごとに様式を作成して提出すること。

10 入札参加資格届出書等の提出

令和7年度日向市建設業者等有資格業者名簿（以下「資格者名簿」という。）への追加登録を同時申請する者は、別紙「業務委託指名願_様式（R7年度追加用）」を使用し、上記（4）に掲げる提出書類とあわせて日向市競争入札参加資格審査申請書一式を提出すること。また、業種区分は「情報処理」とする。市ホームページに入札参加届出書等を掲載するので、ダウンロードして使用すること。

なお、追加登録の認定は、日向市建設業者等審査委員会の審査を経て決定するものとし、審査結果書面により通知する。ただし、資格者名簿への追加登録を行った者がプレゼンテーションを辞退した場合、遡って資格者名簿から登録を取り消すものとする。

- （1）提出場所 日向市総務部 総務課 〒883-8555 日向市本町10番5号
- （2）提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時必着

11 提案書提出手続

参加資格審査を経て提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続で提案書等を提出すること。

- （1）提出期限 令和7年5月20日（火）午後5時必着
- （2）提出場所 〒883-0035 宮崎県日向市春原町1丁目47番地 日向市立図書館
- （3）提出方法 【原本】持参又は郵便（書留郵便に限る）
持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く）
【データ】電子メールにて提出 library@hyugacity.jp

（4）提案書類の取扱い

- ①提出期限終了後は日向市の同意なく、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
- ②提出書類は返却しない。
- ③提出書類は、最優秀者の特定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。

- ④提出書類は、このプロポーザルの目的以外に使用しない。
- ⑤提案者が提供した従業員等の個人情報、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- ⑥提出書類の内容について、別途確認することがある。

12 提出書類の作成上の注意点等

提出書類（部数）	作成の注意点等
<p>(ア) 企画提案書</p> <p>【任意様式】表紙を含めて 30 ページ以内</p> <p>原本 1 部（クリップ留め）</p> <p>複本 3 部</p> <p>データ 一式</p>	<p>①審査基準表の各項目に沿って、具体的な提案を行うこと。</p> <p>②提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。</p> <p>③「様式第 8 号システム機能要件等回答表」の詳細要件以上の機能やサービスがあれば、「機能要件No.〇〇関連」として提案書に記載すること。</p> <p>④その他 P R 及び独自提案についても適宜資料を添付のうえ提案すること。</p> <p>⑤A 4 版横（必要に応じて A 3 版横でも差支えないが、A 4 版サイズに折り込むこと）</p> <p>⑥専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。</p>
<p>(イ) 業務実施体制調書</p> <p>【任意様式】</p> <p>原本 1 部</p> <p>複本 3 部</p> <p>データ 一式</p>	<p>①業務工程が具体的にわかるよう、作業開始からサービス開始日までスケジュール（案）も含めて提案すること。</p> <p>②プロジェクト統括責任者、プロジェクト管理責任者、システム開発責任者、及びグループリーダー等の各技術者のシステム更新業務やシステム利用における役割分担等を示すプロジェクト体制を記載すること。</p> <p>③履行期間内におけるシステム障害発生時等のサポート体制を記載すること。</p>
<p>(ウ) システム機能要件等回答表</p> <p>【様式第 8 号】</p> <p>原本 1 部</p> <p>複本 3 部</p>	<p>①記入要領に基づき、対応欄に区分を記入すること。</p> <p>②初期設定で対応可能であれば○、追加オプションや何らかの方法で対応可能であれ</p>

<p>データ 一式</p>	<p>ば△を記載し、備考欄にその内容又は理由等を記載すること。 対応が不可能の場合は、「×」を記載すること。</p>
<p>(エ) 電子書籍コンテンツ提案書 【様式第9号】 データ 一式</p>	<p>①電子書籍コンテンツ提案書(様式第9号)の記載項目に基づき、1,000,000円(税込)以内で提供できるコンテンツの提案を行うこと。 ②コンテンツ提供期間は1年間とする。 ③コンテンツの区分は、児童書、絵本、小・中学校で利用できるコンテンツに限り、区分毎の割合は特に定めない。コンテンツは日本語・英語を対象とする。 ④コンテンツ1点につき区分を1つ記載するものとし、2つ以上の記載は不可とする。 ⑤提案するコンテンツは有料のもののみとする。無料コンテンツの提案があれば、別途任意様式にて提案すること。</p>
<p>(オ) 見積書 【様式第10号】 原本1部 データ 一式</p>	<p>①見積書(原本)の宛先は日向市長とし、企画者の所在地、事業者名、代表者名を必ず記載し、代表者印を押印すること。 ②上記2(4)の契約上限金額を超える見積書を提出した参加者は、失格とする。 ③見積書には、ABCの内容を区分して記載すること。</p> <p>A 電子図書館システム導入費(電子図書館の初期構築作業、日向市立図書館のトップページの作成) ※消費税も記載すること</p> <p>B 電子図書館システム使用料 (令和7年9月から令和12年8月までの使用料) ※消費税も記載すること</p> <p>C 提案総額(上記AとBの合計: 提案上限額 4,070,000円)</p>

13 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングは、日向市役所において令和7年5月22日(木)を予定しているが、詳細については決定次第通知する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、本プロポーザルを担当する主任技術者を含み、1社当たり3名以内とする。
- (3) 企画提案書の説明は、1社につき20分以内とし、審査委員からの質疑を15分程度とする。
※審査を公平に期すため、企業名等がわかるような表示や表現は行わないこと。
- (4) 会場にプロジェクター、ホワイトボード及びスクリーンを用意する。その他、プレゼンテーションに必要な機器は、提案者が準備すること。
- (5) 説明は提案書に記載した内容に限る。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の提出順とする。

14 審査

- (1) 提出された参加表明書、提案書、プレゼン等の説明及び質疑応答の内容を「審査基準表」に基づき、審査会において採点し、最も評価点が高い事業者を候補事業者に特定する。ただし、合計点が満点の60%に満たない参加者は候補事業者に特定しない。
- (2) プロポーザル参加要請者の選定及び提案書の特定に係る審査は、職員等で組織するプロポーザル審査会で行う。
※なお、提案書を提出した事業者が1社のみの場合にあっても、ヒアリング等を実施の上、上記(1)の審査方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。
- (3) プロポーザル参加要請者の選定結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。
- (4) 提案書の特定結果については、特定された者にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を、「結果通知書」により通知する。

15 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

16 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合

(3) その他審査会が不適格と認めた場合

17 契約手続

審査の結果、最も優れた提案書の提案者と契約の交渉（提案書の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

18 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書提出以降に辞退する場合は「辞退届（様式第 11 号）」を提出すること。
- (3) 本要領に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年日向市告示第 128 号）の定めるところによるものとする。

19 問い合わせ先

〒883-0035 宮崎県日向市春原町 1 丁目 47 番地

日向市教育委員会 日向市立図書館（担当：貴田）

TEL 0982-54-1919（直通） 0982-52-2111（内線 2822）

FAX 0982-54-5444 E-mail library@hyugacity.jp